

警察庁丁備一発第 168 号

令和 8 年 8 月 28 日

公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

警察庁警備局警備運用部警備第一課長

(公 印 省 略)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する
法律の一部を改正する法律の周知への協力について（依頼）

貴台におかれましては、平素から警察行政に格別の御理解と御協力を賜り、
深く感謝申し上げます。

さて、近年、ドローンの飛行速度等の性能が飛躍的に向上しているほか、利
活用の場が広がり、入手が容易となっていることから、ドローンが、テロリス
ト等に悪用される事案の発生が懸念されます。

こうした情勢の中、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策を強化す
るための重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関す
る法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 47 号）が令和 8 年 6 月 24 日に
公布され、同年 7 月 14 日から施行されました。

同法は、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地
域として指定すべき地域の範囲を拡大することなどを内容とするものですが、
対象施設の管理者の同意を得て、都道府県公安委員会等への通報を行えば、引
き続き、適法に飛行させることが可能であり、警察庁では、小型無人機等の利
活用に配慮し、別添のとおり、同意取得手続及び通報手続の円滑化に向けた取
組を推進しているところです。

貴台におかれましては、制度の内容について周知するために制作した本リー
フレットを活用して同法の周知を図っていただきますよう、御理解と御協力を
お願いいたします。